

2022年8月24日

各位

株式会社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 福田道夫
(コード番号: 3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 取締役 野崎正徳
電話番号 03-6823-4306

当社株主への抗議書に対する回答書への当社意見に関するお知らせ

2022年8月19日付「当社株主が『臨時株主総会に関する補足資料』とする記事に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、当社株主の杉浦元氏（以下「本株主」といいます。）が「【株主提案 補足説明資料在中】株式会社オウケイウェイヴ 株主の皆様へ 臨時株主総会に関する補足資料」という封筒（以下「本件封筒」といいます。）を送付している事実、及び、当該封筒の中に、インターネット・メディアであるM&A OnLineの2022年8月5日付「オウケイウェイヴに疑惑発覚、CVCを使って資金流出を画策したか」と題した記事（以下「本件記事」といいます。）を同封している事実を把握しましたので、これに対する当社意見をお知らせしました。

また、当社は、同日、本株主に対して、直ちに第3回目となる抗議文（以下「第3回抗議文」といいます。）を送付し、本件記事を利用した委任状勧誘を行うことがないように請求し、また、本件記事を送付した当社株主に対して訂正文書を送付すること（当社は、被害回復のため、本株主が本件記事を当社株主の誰に対して送付しているのか把握できておりませんので、それについても情報開示を求めました。）を求めました。

今般、当社は、本株主の代理人弁護士より、第3回抗議文に対する2022年8月22日付回答書（以下「本回答書」といいます。）を受領いたしましたので、下記のとおり、当該回答書に対する当社意見を表明いたします。

本株主から、本書面を当社ホームページ上に開示することを求められていますところ、本来一株主からのかかる要望に応じる義務はありません。しかし、本書面には2022年8月25日（以下「本総会」といいます。）における決議方法の適法性・公正性に関する内容も含まれることから、一定の範囲で質問と回答を事前に開示することは株主の皆様全員にとって本総会において当社が適正手続きを履践していることの参考になると考え、下記のとおり、当社の回答をお知らせいたします。

記

貴社は、本株主が被勧誘者である各株主に本件記事を送付して本総会に係る委任状勧誘行為を行ったことが、金融商品取引法施行令第36条の4に抵触する旨主張しております。

確かに、本件記事には、貴社経営陣が「資金の流出を画策した」との主張がなされ、アップライツの減資の正当性にも疑義がある旨記載されております。しかし、本件記事のこれらの内容は、あくまで本件記事の執筆者の主張であって、本株主が本件記事の送付によって直接的に主張している事実ではありません。本株主は、あくまで、本件記事が存在しているという客観的事実を各株主に周知させることで、本件記事の内容となっている上記疑惑の存在を主張したのみです。

したがいまして、本株主が本件記事を各株主に送付した一事をもって、本株主が当該記事の内容について断定的な主張をしていると判断されるいわれは一切なく、そのように判断されることこそ、誠に「遺憾と言わざるを得ません。」

当社回答

金融商品取引法施行令第36条の4には、「勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。」と定められています。

本回答書において、本株主は、「あくまで、本件記事が存在しているという客観的事実を各株主に周知させることで、本件記事の内容となっている上記疑惑の存在を主張したのみです。」と主張をしておりますが、当社株主に対して、本件封筒に本件記事とともに説明文書を同封するなどとはしておらず、誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているものと言わざるを得ません。

そもそも本件記事は、確実な資料・根拠もなく、当社及び当社CVCの経営陣が「資金の流出を画策した」と背任行為を犯したかのように誤認させる記載をしています。

このような本件記事を、「【株主提案 補足説明資料在中】株式会社オウケイウェイヴ 株主の皆様へ 臨時株主総会に関する補足資料」という本件封筒に入れて送付すること自体、前述の金融商品取引法施行令第36の4の委任状勧誘規制に抵触するものと考えます。

むしろ、貴社は、各株主に対し、本株主が委任状勧誘規制に違反しているという事実を主張し、本株主に対する委任状の提出を控えるよう求めているようですが、本株主が委任状勧誘規制に違反しているなどという事実はありませんので、そのように誤認させるような委任状勧誘行為を行っている貴社こそ、委任状勧誘規制の疑いがあり、しかるべき訂正文書の送付等の是正措置を講じるべきではないでしょうか。

いずれにせよ、本株主が各株主に対して訂正文書を送付すること及び本件記事の送付対象者の情報を開示することは、一切できかねますので、その旨ご承知おきください。

当社回答

2022年8月22日付「当社株主の委任状勧誘に際しての違法行為及び委任状勧誘規制違反に対する当社の基本方針、及び、当社取締役会の意見（臨時株主総会の補足説明）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、現経営陣の意見を異にしているため、本株主の再三にわたる違法行為及び委任状勧誘規制の違反行為（以下「本違反行為等」といいます。）に対して、警告書や抗議文を送付しているのではなく、取締役としての善管注意義務・忠実義務の観点から、本株主の本違反行為等に対して是正を求めているものです。

株主総会は株主の皆様の意思確認を行うために開催されるものであり、株主総会の運営は会社法、定款、委任状勧誘規制など各種法規制によって適正・適法に行われる必要があります。

よって、本回答書の記載内容は、当社としては極めて遺憾です。

以上